

令和6年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和6年7月1日（月）午前10時30分から
- 2 場 所 長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル）
- 3 議 題 長崎県最低賃金について
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 要 領
 - (1) 傍聴希望者は、別紙1「令和6年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室あて提出してください。
また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は「撮影希望」とお書き添えください。
申込締切日は、令和6年6月27日（木）17時15分必着です。
 - (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
 - (3) 当日、入室の際に傍聴整理券を配付します。その際、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 その他
 - (1) 傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担 当）賃金指導官 池田 和美

電 話 : 095-801-0033

電子メール: chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp